

木曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更（新旧対照表）

現行計画（平成16年6月15日閣議決定）	変更案																						
<p>平成16年6月15日 閣議決定 平成20年6月3日 一部変更 平成21年3月27日 一部変更 平成27年7月3日 一部変更 平成28年1月22日 一部変更</p>	<p>平成16年6月15日 閣議決定 平成20年6月3日 一部変更 平成21年3月27日 一部変更 平成27年7月3日 一部変更 平成28年1月22日 一部変更 平成30年3月27日 一部変更</p>																						
<p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p><u>この他、既に完成している次の施設の改築を行う。</u></p>	<p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p><u>上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業等により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 868 2085 1318"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知用水施設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>愛知用水二期施設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>岩屋ダム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>木曾川用水施設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>阿木川ダム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>三重用水施設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>長良川河口堰</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>味噌川ダム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>長良導水施設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>徳山ダム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	事業主体	愛知用水施設	独立行政法人水資源機構	愛知用水二期施設	独立行政法人水資源機構	岩屋ダム	独立行政法人水資源機構	木曾川用水施設	独立行政法人水資源機構	阿木川ダム	独立行政法人水資源機構	三重用水施設	独立行政法人水資源機構	長良川河口堰	独立行政法人水資源機構	味噌川ダム	独立行政法人水資源機構	長良導水施設	独立行政法人水資源機構	徳山ダム	独立行政法人水資源機構
施設名称	事業主体																						
愛知用水施設	独立行政法人水資源機構																						
愛知用水二期施設	独立行政法人水資源機構																						
岩屋ダム	独立行政法人水資源機構																						
木曾川用水施設	独立行政法人水資源機構																						
阿木川ダム	独立行政法人水資源機構																						
三重用水施設	独立行政法人水資源機構																						
長良川河口堰	独立行政法人水資源機構																						
味噌川ダム	独立行政法人水資源機構																						
長良導水施設	独立行政法人水資源機構																						
徳山ダム	独立行政法人水資源機構																						

(1) 木曾川右岸施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曾川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 飛驒川

最大取水量 毎秒約9立方メートル

予定工期 平成21年度から平成26年度まで

(削る)

(2) 木曾川右岸緊急改築事業

事業目的 この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曾川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 飛驒川

最大取水量 毎秒約9立方メートル

予定工期 平成27年度から平成32年度まで

(削る)

吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更（新旧対照表）

現行計画（平成14年2月15日閣議決定）	変 更 案																		
<p style="text-align: right;">平成14年2月15日 閣議決定</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p><u>上記の供給の目標を達成するための施設整備として次の施設の改築を行う。</u></p>	<p style="text-align: right;">平成14年2月15日 閣議決定 平成30年3月27日 一部変更</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p><u>水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 756 2072 1163"> <thead> <tr> <th>施 設 名 称</th> <th>事 業 主 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 明 浦 ダ ム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>池 田 ダ ム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>新 宮 ダ ム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>香 川 用 水 施 設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>旧 吉 野 川 河 口 堰</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>今 切 川 河 口 堰</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>高 知 分 水 施 設</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> <tr> <td>富 郷 ダ ム</td> <td>独立行政法人水資源機構</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名 称	事 業 主 体	早 明 浦 ダ ム	独立行政法人水資源機構	池 田 ダ ム	独立行政法人水資源機構	新 宮 ダ ム	独立行政法人水資源機構	香 川 用 水 施 設	独立行政法人水資源機構	旧 吉 野 川 河 口 堰	独立行政法人水資源機構	今 切 川 河 口 堰	独立行政法人水資源機構	高 知 分 水 施 設	独立行政法人水資源機構	富 郷 ダ ム	独立行政法人水資源機構
施 設 名 称	事 業 主 体																		
早 明 浦 ダ ム	独立行政法人水資源機構																		
池 田 ダ ム	独立行政法人水資源機構																		
新 宮 ダ ム	独立行政法人水資源機構																		
香 川 用 水 施 設	独立行政法人水資源機構																		
旧 吉 野 川 河 口 堰	独立行政法人水資源機構																		
今 切 川 河 口 堰	独立行政法人水資源機構																		
高 知 分 水 施 設	独立行政法人水資源機構																		
富 郷 ダ ム	独立行政法人水資源機構																		

(1) 香川用水施設緊急改築事業

事業目的 讃岐平野の農地に対して必要な農業用水の補給並びに香川県の水道用水及び工業用水の供給を行う香川用水施設の構造物の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うとともに、調整池等を建設することにより、水道用水の供給の安定を図るものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 吉野川

最大取水量 毎秒約 15.8 立方メートル

予定工期 平成 11 年度から平成 20 年度まで

なお、上記の事業の事業費は、約 414 億円と見込まれる

(削る)